

法令等からみた適正規模

○ 学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情がある時は、このかぎりでない。

※同上の規定は、第79条で中学校に準用

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項の第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

(2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。

○ 学級数による学校規模の分類

学校規模の分類		過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
学級数	小学校	1～5	6～11	12～18	19～30	31以上
	中学校	1～2	3～11	12～18	19～30	31以上

公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き参照